

平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区分	件名	概要																								
<p>認定 (13件)</p>	<p>【認定第5号～第17号】 平成27年度三重県一般会計歳入歳出決算ほか12特別会計歳入歳出決算</p>	<table border="1" data-bbox="683 376 1062 640"> <tr> <td>予</td> <td>算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="5">議案 - 件</td> </tr> <tr> <td>条</td> <td>例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その</td> <td>他議案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認</td> <td>定</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>告</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>提</td> <td>出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>17 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度三重県一般会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 ・平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算 	予	算	- 件	議案 - 件	条	例	- 件	その	他議案	- 件	認	定	13 件	報	告	3 件	提	出	1 件			計	17 件	
予	算	- 件	議案 - 件																							
条	例	- 件																								
その	他議案	- 件																								
認	定	13 件																								
報	告	3 件																								
提	出	1 件																								
	計	17 件																								
<p>報告 (3件) 総務部</p>	<p>【報告第68号】 私債権の放棄について</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の規定に基づくもの</p>																								

区分	件名	概要
総務部 つづき	<p>【報告第69号】 平成27年度決算に係る健全化判断比率について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもの</p>
<p><参考></p> <p>健全化判断比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 - % (- %) 【 3.75】 ・連結実質赤字比率 - % (- %) 【 8.75】 ・実質公債費比率 14.4 % (14.7 %) 【 25.0】 ・将来負担比率 184.7 % (189.3 %) 【 400.0】 <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、比率が算定されないため、「-」を表示している。()は昨年度の数値。 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>		
提出 (1件) 総務部	<p>【報告第70号】 平成27年度決算に係る資金不足比率(特別会計分)について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの</p>
<p><参考></p> <p>資金不足比率</p> <p>平成27年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、流域下水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計のいずれも資金剰余(黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>		
<p>【1】 三重県土地開発基金運用状況報告書</p> <p>地方自治法第241条第5項の規定に基づくもの</p>		